

津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

※「津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が^{50~100%}(程度Ⅲ~Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷が、それぞれ1箇所以上発生している場合。

<例>



20011

浸水痕が見られる

外壁に「仕上材が脱落し下地材に破損が生じている(程度V)」の被害が見られる

建具に「アルミサッシの可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる(程度IV)」の被害が見られる

(具体的な損傷の例)			
	外壁	建具	
程度Ⅲ	 20038 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	 20097 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	
程度Ⅳ	 20042 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	 20098 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	
程度Ⅴ	 20043 【共通】仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。	 20099 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	